

答申第1号

答 申 書

1 審査会の結論

酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、酒田市長が令和4年7月28日付け及び令和4年8月5日付けで行った第三者に関する情報の公開決定処分並びに酒田市教育委員会が令和4年8月26日付けで行った第三者に関する情報の公開決定処分（以下「本件処分」という。）について、公開とした部分のうち、別紙1に掲げる部分については非公開とするのが妥当で、その他の部分については公開が妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

3 審議の経過

本件審査請求については、酒田市長より令和4年10月6日に審査会へ諮問された。

審査会は令和4年10月6日に酒田市長より諮問説明書を収受し、同年10月19日に令和4年度第1回審査会を開催した。

同年11月7日には、酒田市教育委員会より審査会へ諮問され、酒田市長からの諮問と同内容であったことから、同一の審査案件として審査することとし、同年12月22日に令和4年度第2回審査会を開催した。

その後、令和5年2月15日に令和4年度第3回審査会、同年5月25日に令和5年度第1回審査会を開催し、同年8月3日の令和5年度第3回審査会に至るまで、計5回の審議を行った。

4 処分庁の主張要旨

処分庁である酒田市長及び酒田市教育委員会が弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

本文書のうち、「酒田市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査報告書」は、令和3年2月12日に発生した中学生の自死に関し、酒田市教育委員会の附属機関である酒田市いじめ問題対応委員会が令和4年3月31日付けで作成し、同年6月29日に酒田市教育委員会から酒田市長に対し提出されたものである。

この調査報告書は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「いじめ重大事態調査ガイドライン」という。）等に沿って作成された。いじ

め重大事態調査ガイドラインにあるとおり「民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止」を目的とし、公表することを前提として作成された文書である。

また、いじめ重大事態調査ガイドラインでは、「保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる」とされており、本件文書のうち「意見書」は、これに沿って、令和4年6月23日付けで本生徒（令和3年2月12日に発生した酒田市立中学校に通う生徒の死亡の事案に関し、当該生徒をいう。）の遺族が所見をまとめたもので、調査報告書と一連の関係にある文書である。

酒田市における情報公開制度は、条例第1条に定めるとおり「地方自治の本旨に即した市政の推進を図る上で市政に関する知る権利を保障することの重要性にかんがみ、行政情報の公開を請求する権利を定めるとともに、市の説明する責務を明らかにし、もって市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政の一層の推進に寄与すること」を目的とするものである。さらに条例第7条各号列記以外の部分は「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない」と、条例第8条第1項本文は「実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に区分することができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分について公開しなければならない」と規定する。これは、行政情報の公開を権利として制度的に保障することが重要であるとの認識に立ち、公開請求者に対して実施機関が公開義務を負うという原則公開の枠組みを定めたものであり、同時に、原則公開の例外をなす非公開情報の非公開義務を規定したものである。

この条例の目的、趣旨を踏まえつつ、本件文書を一部公開とする理由は次のとおりである。

条例第7条第2号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」、条例第7条第3号アの「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理者の市の指定管理業務に関する情報を除く。）であって、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として該当する箇所（別

紙2のとおり。)が本件文書において非公開とした箇所であり、それ以外の部分は非公開情報に該当しないと判断し、条例第11条第1項の規定に基づき、一部公開決定を行った。

5 審査請求人らの主張要旨

審査請求人らは「2 審査請求の趣旨」のとおり本件処分の取り消しを求めて審査請求を行ったものであるが、令和5年1月30日付け意見書における意見は、おおむね次のとおりである。

(1) 調査報告書の非公開範囲に関する審査請求人らの考え方

条例第7条第2号「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)」(以下、「個人識別情報」という。カッコ書きに該当する個人識別情報を「広義の個人識別情報」という。)について、実施機関の弁明書では個人識別情報として特定の個人を指す呼称部分のみが個人識別情報として非公開対象として扱う旨理由が述べられているが、その周辺の情報について、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含むか否か」(広義の個人識別情報か否か)に関する検討がされていない。

それが公開されることによって、被害生徒や加害生徒の識別ないし範囲の特定がされることが想定される場合には、たとえそれが「範囲の特定」までであって「個人の識別」までいく恐れにすぎないとしても、「個人の識別の危険がある範囲の特定」であれば、いじめ事件に関しては広く非公開を検討すべきである。

本件事案のようにマスコミ報道等により既に被害生徒の氏名が識別特定されている場合と、全く被害生徒の識別特定がされていない場合とを想定したとき、個人識別情報の範囲に本来的には相違があってはならないことからすれば、非公開範囲を自ずと広く検討しなければいけないことは明らかである。

(2) 遺族提出の意見書の非公開範囲に関する審査請求人らの考え方

いじめの第三者委員会の調査結果といえども、「事実」に関わる限り、非公開の例外規定に該当しない限り原則公開となるものであるが、遺族提出の意見書は、「調査結果に係る所見をまとめた文書」とされるものの、あくまで遺族の「意見」にすぎず、原則公開とする趣旨が及ぶものではない。第三者委員会の調査報告書に添えることができると法定されている文書であることから、調査報告書と一体となる文書であるかのように弁明書に言及があるものの、以下の理由か

ら、類型的に全文を原則非公開にすべきである。

条例第7条第4号「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国若しくは他の地方公共団体の機関若しくは指定管理者との審議、検討若しくは協議等に関する情報（指定管理者が提供する場合にあっては、市の指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公開することにより、次に掲げるおそれがあるもの」として、「ア 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を非公開事由として挙げている。

行政機関内での審議、検討、協議に関する内容等の情報が外部に公表されることで、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる場合に、そうした情報を非公開とする規定であるところ、遺族の所見は、第三者委員会から市長に対する諮問事項の調査結果の回答・報告という行政機関内部の審議、検討、協議の過程のなかで取り扱われることが法文上定められている文書であって、市長がその内容を踏まえて再調査委員会の招集をするか否か等の意思決定を行う文書である。また、公表されることが前提にされると、他の事件類型以上に、いじめ事件の被害者側は「率直な意見の交換」が出来なくなるおそれが高い。

いじめ事件で、被害者側の所見が、調査報告書に添付されることになっているのは、被害者側の手続的権利保障という意味合いだけでなく、行政内部の判断過程における重要な資料という位置づけがあり、再調査を行うか否か等の市長の検討、協議に欠かせない資料という意味合いがあるもので、その意味で、法文上の文理からも、行政内部の審議、検討、協議に関する文書として取り扱うべきものである。

6 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人らの審査請求書及び意見書における主張並びに処分庁の諮問説明書及び弁明書を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

（1）調査報告書の非公開範囲について

本件文書においては、条例第7条第2号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」に該当する部分は、いわゆるモザイクアプローチも含め慎重に検討すべきであるが、処分庁が非公開と判断した箇所は個人の特定に至る箇所限定されており、審査請求人らの主張する「個人の識別の

危険がある範囲の特定」を考慮すれば、本件処分で非公開とした箇所ですりるものであるとは認められない。

よって、本件処分において公開とした部分のうち、別紙1に掲げる部分については非公開とするのが妥当である。

(2) 遺族提出の意見書の非公開範囲について

条例第7条第4号「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国若しくは他の地方公共団体の機関若しくは指定管理者との審議、検討若しくは協議等に関する情報（指定管理者が提供する場合にあっては、市の指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公開することにより、次に掲げるおそれがあるもの ア 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」に該当すると認め、その全部を非公開とするのが妥当である。

(答申に関与した委員の氏名)

齋藤 好正
小山 瑛次
齋藤 眞里子
広瀬 雄二